實用補習讀本

上篇　第二

375.9
K14
資料室

30282
教科書文庫
3
810
31-1894
20003
01463

明治廿七年十一月十五日
文部省檢定濟

實用補習讀本

上篇第二

廣島大學圖書之印
廣島大學圖書
教
35838

室 料 資
3259
K114

目次

第一課、西洋農具……一丁
第二課、肥料ノ事……三丁
第三課、深く耕すの効能。其の一……五丁
第四課、深く耕すの効能。其の二……七丁
第五課、害虫ノ除キ方……八丁
第六課、老農中村直三……十丁
第七課、廉潔……十二丁
第八課、塗ヲ物……十三丁
第九課、漆ノ栽培法……十五丁
第十課、有名ナル漆工……十八丁
第十一課、學習……十九丁
第十二課、材木……二十一丁
第十三課、木ノ植ヱ方……二十三丁
第十四課、攝生……二十五丁
第十五課、店商及ビ行商……二十六丁
第十六課、金商吉兵……二十九丁
第十七課、五港……三十丁
第十八課、警察……三十二丁
第十九課、勸勉……三十四丁
第二十課、久保木貞右衛門……三十六丁
第二十一課、水産物……三十八丁
第二十二課、山田文右衛門昆布ヲ繁殖セシム……四十丁
第二十三課、政府……四十二丁
第二十四課、租税……四十三丁
第二十五課、忠君……四十六丁

廣島大學圖書之印

第一課　西洋農具。

西洋ニハ便利ナル農具多ケレドモ、未ダ廣ク日本ニ行ハレズ。北海道ノ開拓地ニ於イテハ、之ヲ用フル所アリ。其ノ重モナル者ヲからすき卽チ犁トス。

凡ソ農業ノ具ハ、其ノ種類甚ダ多シ。然レドモ土ヲ掘リ起シテ、地上ノ雜草ヲ埋メ、空氣ト水トノ流通ヲヨクスル等ハ、犁ニ如クモノナカルベシ。故ニ犁ヲ以テ農具中ノ主トナス。

西洋ニテモ、犁ハ農具ノ主タルモノニテ、其ノ類多ク、車輪アルモノト車輪ナキモノトアリ。ココニ圖スルハ、卽チ西洋犁ノ一種ニシテ其ノ車輪アルモノナリ。

犁ノ肝要ナル部分ハ、犁刀、犁鏡、犁鏵ノ三トス。

犁刀ハ、鋭キ鐵ノ刄ニシテ、土壤ヲキリ割ク用ヲナシ、犁鏡ハ、三

稜形ニ尖リテ、犁刀ノ下ニ連リ、上土ノ下面ヲ斷チテ、之ヲ持チ揚グルノ用ヲナシ、犁鏵ハ、子ヂレダル鐵板ニシテ、犁刀ト犁鏡トノキリ斷チタル土片ヲ滑ニ受ケ、犁ノ進ミ行クニ隨ヒ、之ヲ崩サズシテ轉倒セシムル用ヲナス。

故ニ犁ニテ耕ストキハ、地ノ上宛モ切リ併ヲ並ベタルガ如ク、上土ノ內ガハ反リテ、外ニ面シ、風雨ニサラサルルヲ以テ、空氣ト水トノ流通ヨク、其ノ他惡草害蟲ヲ殺ス等ノ利アリ。

今日本犁ト西洋犁トノ働キヲ比較スレバ、日本犁ハ、

一頭ノ牛ニ引カセ、一人之ヲ御シテ、一日ニ一段歩ノ田ヲ鋤クヲ得ベシ。若シ之ヲ馬ニ引カシムレバ、一日ニ、二段歩ヲ鋤クヲ通例トス。

西洋犁ニテハ、二頭ノ馬ニ引カセ、一人之ヲ御シテ、一日ニ四段歩餘ノ田ヲ鋤クヲ得ベシ。且日本犁ニテハ、深サ大抵三四寸ナレドモ、西洋犁ナレバ、六七寸ノ深サニ鋤クコトヲ得ベシ。

斯クノ如ク西洋犁ハ、僅ノ人夫ヲ用ヒテ、多クノ土地ヲ鋤キ得ルモノナレバ、土地ノ廣大ナル所又ハ人夫ノ少キ所ニ用フレバ、甚ダ便ナルモノナリ。

第二課、肥料ノ事。

動物ハ皆食料ニヨリテ命ヲツナグコトハ、人ノ知ル所ナレドモ、作物モ、亦食料ニヨリテ成長ス。作物ノ食料ハ、即チ肥料ナリ。故ニ肥料乏シケレバ、作物成長セズ。

サテ肥料ニハ、夥シキ種類アリテ、數フルニ暇アラズト雖モ、其ノ重モナルモノヲ擧グレバ、苗肥エ、油糟、海藻、樹枝、落葉、野草ノ類ナリ。是ヲ植物肥料ト云フ。殊ニ油糟ノ類ハ、小麥、烟草、藍、茶等ニ用ヒテ効アリ。

下肥ヱ、牛馬鳥類ノ糞尿、骨肉及ビ乾シ鰯ノ類ヲ、動物肥料ト云フ。此ノ類ハ、多クノ養分ヲ含ミ、且タヤスク土中ニ腐リテ、作物ニ吸ヒ取ラルル故ニ、植物肥料ヨリモ、其ノ効イチジルシ。サレド下肥ヱハ、其ノ性強キニ過グルヲ以テ、他物ト交ゼ用フルヲヨシトス。決シテ作物ノ若キ芽ニ觸レシムベカラズ。

植物質ノモノト動物質ノモノト交ゼ合ハセタルヲ、混ゼ肥ヱト云フ。故ニ上ニカカゲタル諸種ノ肥料ハ交ゼ合ハセテ、混ゼ肥ヱトナスヲ得ベシ。

混ゼ肥ヱノ重モナルハ、牛馬ノ廐舍ニ敷キタル藁ニ、

其ノ糞尿ノ混ジタルモノ即チ廐肥ヱ是ナリ。廐肥ヱハ、何レノ土地、何レノ作物ニモ、大抵適セザルハナシ。

草木ヲ燒キタル灰、石灰、鹽、石膏ノ類ヲ、礦物肥料ト云フ。

灰ハ、濕氣ヲ吸ヒ込ムノ性アル故ニ、輕キ沙質ノ

地ニ用ヒテ効アリ。石灰ハ、自ラ作物ノ養分トナリ、且土中ノ物質ヲ化シテ、新ニ養分トナラシメ、又蟲類ヲ殺シ、雜草ヲ枯ラシ、土地ノ濕氣粘氣ヲ變ズルナド、其ノ効少カラザレド、壤土及ビ水田ニ用フルハ不可ナリ。

鹽ハ、海濱ノ地ニハ、不要ナレドモ、内地ニ於テ少シ用フレバ、其ノ効少カラズ。若シ多ク用フレバ、却リテ害アリ。石膏ハ、粉ニシテ、用フレバ、石灰ト同シク、土中ノ物質ヲコナスノ性アリ、故ニ動植肥料ニ変ゼ用フルヲヨシトス。

其ノ他西洋ニテハ、過燐酸石灰、硝酸ぽつたあす、舍利鹽ナド云フ種種ノ礦物肥料ヲ用フレド、我ガ國ニテハ、之ヲ用フル處稀ナリ。

又堆肥トテ、動植礦物等、何品ニ限ラズ、交ゼ合ハセテ積ミカサネ、腐熟セシメテ用フルモノアリ。此ノ肥料ハ、種種ノ養分ヲアツメタ

堆肥ノ圖

ルヲ以テ、此等ノ物ヲ別別ニ用フルヨリモ其ノ効マサレリ。

第三課、深く耕すの効能。其の一。

田にもあれ、畑にもあれ、深く耕すは、誠に利益あることなり。今有名なる農學家佐藤信淵の著しし草木六部耕種法の數節を書き拔きて示すべし。其の大要は、稻の根を深く下の方に成長せしめよと云ふに在り。信淵曰はく、水田に稻を作るには、殊に直立の毛根を滋蔓するの大事あり。謂はゆる毛根を、正直に立て、泥の底に蔓延せしむるときは、其の株より數十本の莖を出して、盛んなる穗を數多結び、肥に太りたる實を生ず。若し夫毛根を、正直に立て、泥と相親しみ、存分に大地の養ひを吸はしめざれは、上品の米を豐熟することを能はず。……

又曰はく、「上圖の如く、毛根の、三階になりて、蔓延したるは、至極上上に出來たる稻株にて、泥土の深く、土性の膏沃なる深田にあらざれは、斯くの如くなる滋蔓を得ることと難し。誠に是一粒萬倍の實を

豐熟すべき根株なり。……然れども高田は、上地にても泥土淺きを以て、斯くの如くなる三階の毛根は、出來難しと知るべし。高田の稻株は、肥良地にても、大抵左の如し。高田の稻株は、極めて膏腹の地にて、豐熟したる年と雖も、其の根は、大抵皆二階に滋蔓して、三階に毛根の立ち延ぶることはなきものなり。是其の田淺くして、泥土の深からざるを以てなり。

是信淵が、父祖より數代經驗せし所なり。

第四課、深く耕すの効能。其の二。

深く耕すの効能は、畑に於いて最も著し。大根、蕪等の如く、根を求むるものに付きては、誰も能く知る所なり。其の土、或は堅く或は淺く、或は石多きときは、根之が爲めに、縮められて伸ぶること能はず、多くは堅き物を避けて生長するが爲めに、曲りくねりて見苦しき形となるべし。

麥、豆、茄の如きは、其の根を求むるにあらずと雖も、根伸びざれば、十分に地中の養ひを吸ふことを得ず、其

の上、風雨の爲めに倒され易し。

加之耕すこと淺くして、大雨あるに逢へば、盡く其の水を土中に吸收すること能はず。水は地上に留りて、泥の海をなし、根元を動かし、莖を倒すに至る。

天晴れて其の水乾くときは、一旦泥の海となりたる處なるを以て、其の土强く固りて、必ず根の生長を害す。其の上、土中に吸收せる水甚だ多からざるが故に、若し晴天永く續くときは、水分蒸發し盡くして、植物遂に枯れ死せん。

之に反して、深く耕したる畑に於いては、たとひ大雨ありとも、其の水深く土中に吸收せられて、植物を荒す患ひもなく、根を浸し腐らす患ひもなし。

斯くて、天晴るるときは、其の土、表面より漸漸に乾きて、少しも元の有り樣を失はず。長く旱りすることありても、深く土中に吸收せる水、漸漸上の方にしみ出でて、能く植物を養ひ、之をして枯れ死することなからしむ。

第五課、害蟲ノ除キ方。

作物ヲ害スル蟲ハ其ノ類頗ル多シ。中ニモ害ノ尤モ

甚ダシキハ螟蟲蝗蟲等ノ昆蟲類ナリ。

スベテ昆蟲ハ卵ヨリ孵リテ蛆トナリ、再ビ變ジテ蛹トナリ、更ニ變ジテ羽蟲トナリ、ヤガテ無數ノ卵ヲ生ミテ、其ノ繁殖甚ダ速カナリ。故ニ羽蟲ヲ殺スハ、其ノ効、蛆蛹ナドヲ除クヨリモ遙カニマサレリ。

螟蟲ハ、稻ノ稈ノ中ニ巣ヒ、遂ニ之ヲシテ枯レシメ、蝗蟲ハ、禾穀ヲ食ヒ盡クシテ、遂

ニ饑饉ヲ來ス程ノ恐シキモノナリ。

サレバ此等ノ蟲ハ其ノ卵ヲ集メテ、之ヲ殺シ盡クスベク、又其ノ既ニ化シタルモノハ、或ハ燈籠ノ如キ臺ノ上ニ、石油ヲ燃シ、誘ヒテ之ヲ燒キ殺スカ、又ハ溝ヲ掘リ、其ノ中ニ驅リ集メテ、之ヲ塞シニスベシ、又遠ク飛バズシテ、莖葉ニ着ケル蟲、卽チ田ノさねもり蟲、畑ノあぶら蟲ノ如キハ、石油、硫黃、木灰、生石灰、煙草ノ莖、又ハ苦參ヲ煎ジタル汁ヲ用ヒテ殺スベシ。

茲ニ引キクラベトシテ、佐藤信淵ガ記シ置ケル畑ノ蟲ヲ殺ス法ヲ示サン。

金港堂書籍株式會社

其ノ法ハ、きつねささぎ十斤、動物ノ骨ヲ燒キ上ゲタル灰二升、石灰五升、之ヲ水四五荷ノ中ニ浸スコト二三日ニシテ、畑ノ蟲付キタル所ニ、杉ノ枝ニテ洒グナリ。此ノ法ニ言フきつねささぎハ卽チ前ニ言ヘル苦參ニシテ藥店ニヒサゲリ。

我ガ國ニテハ、古クハ胡麻ノ油又ハ油粕ヲ用ヒテ、蟲ヲ除キシコトモアリキ。

スベテ蟲害アル地方ハ、其ノ最寄リ最寄リニテ、同時ニ力ヲアハセテ驅除スルトキハ、其ノ効甚ダ著シ。

第六課、老農中村直三。

中村直三は、大和の國山邊郡永原村の人なり。父祖より、世世田畑の番人なりしかば、家極めて貧しかりき。直三の居村は、地面高くして、耕地に貯への水乏しく、年年旱損を受くる上に、公租も亦重かりしかば、村民は、朝夕必死に働けども、猶困窮に迫りて、或は惡事をなすものあるに至れり。

直三深く之を憂へ、嘗て稻種を撰び收穫を增すの法を實驗しけるに、頗る功ありしかば、之を人人に告げ

共に力を合はせて、耕作に從事せしに、次第に穀類の収穫を增して、困窮を免かるるもの多かりき。

文久三年、直三は、或る人より、伊勢錦と稱する稻種を得て試作せしに、其の収穫甚だ多し、因りて同志と謀り、其の種五十餘石を郡村にわかち、猶大和全國より鄰國にまで普及せしめんと務めたり。

明治四年、郡山藩にて老農を會せしとき、直三も之に與かりしが、家老某は、直三を擧げて藩の農師となさんとしけるに、直三は、我は、父祖以來久しく永原村の恩を受け、未だ之に報ゆることをもなさず、且身一藩

に仕へは、功も亦一藩に止るべし、願ふ所は、四方の招きに應じて、廣く天下を益せんと思ふなり、と、之を辭せり。

八年、直三は、奈良縣十五等出仕に補せられ、勸農事務に任じ、後秋田、宮城堺の諸縣にて、勸業御用係を命ぜられたり。十年、東京に於いて、內國勸業博覽會を開くにあたり、直三上京して、稻種を出品せしに、時しも天皇同會に御臨幸あらせられ、親しく其の出しゝ所の稻種をみそなはせ給へり。此の時同會よりは、龍紋賞牌を授けらる。

十四年、復勸業博覽會を開きしとき、直三、稻種七百餘種、綿種二十七種を出品せり。是實に二十餘年來、苦辛して試作せし所なりと云ふ。此の時には、同會より有功二等賞牌を賜ふ。

明年、東京にて、米麥、大豆、烟草、菜種等の共進會を開きしとき、直三、又稻種を出品せしに、再び叡覽を忝なくし、御前に於いて、特別名譽賞牌及び金百圓を賜ふ。直三感泣して拜受し、歸國の後、其の金を以て、古來農功ありし人人を祭りき。

直三は、深くは文筆の事を解せざれども、嘗て勸農微志一卷並びに擇種及び農家の心得となるべき說話を一枚摺りとして、世人に施與せしこと、殆ど二十回に及べり。

十五年八月、病ひに罹りて沒す、享年六十三。其の後有志者相謀りて、直三が農功の碑を奈良の公園に建てたり。直三の如きは、世の益を廣め、公の利を起し國を愛するの心厚きものと謂ふべし。

第七課、　廉潔。

「一指目ヲオホヘバ、泰山モ見エズ」と古語に云へり。泰

山は支那に在る大なる山の名にて、斯かる山は、目を開けば、先づ見るべきものなれども僅か一本の指さきにて、目をおほふときは、かやうの大なる山にても、其の指さきにかくれて見はずとなり。

人の心も亦此の如く、心は固より義と不義とを辨ずるの明ありと雖も、一たび私慾の爲めにおほはるれば、義理を辨ずるの明は忽ちくらみて、不義の財を貪り、不正の利を求め、廉潔の性行は、いつしか化して汚穢となり、遂には其の身の禍に及ぶを知らざるに至るべし。

されば、私慾を去りて、義理を辨ずるの心を明かにし、不義の財を貪らず、不正の利を求めず、務めて廉潔の性行を保つべし。古語にも、「利ヲ見テハ義ヲ思フ」と云へり。

菁砥藤綱は、廉直の士にして、鎌倉に仕へ引付衆となれり。或る人、時の執權たりし北條家と田を爭ひ、訟を起ししに、其の申し立て正しかりしかど、役人どもは、皆執權相模守時賴を憚りて、其の田を北條家の物と爲したり。

されども藤綱、つまびらかに事の理非をたゞして、其

の田を本主に返しければ、本主は、大いに喜びて、錢三百貫を携へ、密に藤綱の庭内に置きて去れり。藤綱之を見て怒り、「我訟を聽き、公平に理非を定むるは、是天下の爲めにして、特に汝の爲めにするに非ず。我誠に職にかなはば、相模殿より賞せらるべし。汝の貨、何ぞ我を汚すべきぞ。」と、彼の錢を送り返したりとぞ。

第八課　塗リ物。

人ノ日常用フル膳椀、箸箱、重箱、硯箱、鏡臺、針箱ノ類ハ、大抵漆ニテ塗リタルモノナリ。故ニ之ヲ塗リ物又ハ漆器ト云フ。

我ガ國ノ漆器ハ世界中ニ比類ナキモノニシテ、全國諸所ヨリ之ヲ產ス。其ノ中最モ有名ナルハ、能登ノ輪島塗リ、陸奥ノ津輕塗リ、羽後ノ能代塗リ等ナリ。

其ノ塗リ方ニハ、種種アレドモ、重モナルハ、黑塗リ、朱塗リ、靑塗リ、春慶塗リ等ナリ。黑塗リノ最上ナルヲ蠟塗リト云フ。

漆器ヲ塗ルハ塗師屋ノ業トスル所ナリ。今此ニ上等蠟塗リノ塗リ方ヲ示サン。

先ヅ麻布ノ耳ヲ去リ、塗ルベキ木地ノ器物相當ニ布ヲサキ、せしめ漆ニテ重ナリナキヤウニ着セテ乾カシ、其ノ上ヘ、切リ粉さびト名クルモノニテ布ノ目ノ隱ルル程ニ、さびヲ付ケテカラシ、次ギニ薩摩石ト云ヘル砥石ニテ、ザツト磨ギ、其ノ上ヘ、その粉トせしめ漆トヲ交ゼタルモノニ

テ、さびヲ付ケ、再ビ前ノ砥石ニテ能ク磨ギ、又其ノ上ヲ疊ニテ塗リ、更ニ吉野漆ヲカケ、且かしは炭ニ水ヲツケテ磨グナリ。スベテ此クノ如ク、シバシバ地塗リヲナシテ、其ノ度毎ニ砥石及ビ炭ニテ磨ギ、然ル後、上塗リヲナシテ、其ノ乾キタル頃、再ビ磨ギ立テテ、之ヲ仕上ゲルナリ。

漆ヲ塗リタル上ニ、金粉ニテ山水花鳥又ハ種種ノ模様ナド畫キタルヲ、蒔キ繪ト云フ。蒔キ繪ニハ、平蒔キ繪、高蒔キ繪、磨ギ出シノ諸法アリ。又塗リ地ニハ、梨地、刑部アリ。其ノ外青貝、磁器ナドヲ塗リ込メテ、繪或ハ

金港堂書籍株式會社

模樣ヲアラハシタルヲ螺鈿ト云フ。蒔キ繪、螺鈿ノ類ハ、東京ヨリ產スルヲ最モ優等ノモノトス。

蒔キ繪ノ美ナルハ、外國人ノ風ニ賞贊スル所ナリ。故ニ其ノ海外ヘ輸出スル額モ、年ヲ逐ヒテ增加セリ。明治二十五年ニ輸出セシ漆器ノ元價ハ、五十二萬八千零七十五圓ナリトゾ。

第九課、漆ノ栽培法。

漆ハ、其ノ幹ヨリ漆液ヲ生ジ、其ノ實ヨリ蠟ヲ製スベキヲ以テ、効用頗ル大イナル木ナリ。

漆ヲ仕立ツルニハ、種ヲ播クモ、接ギ木スルモ、根分ケスルモ、皆妨ゲナケレドモ、最モ良キハ、種ヲ播クニ在リ。

漆ノ種ハ、殼ノ割ルルマデニ、日數ヲ費スモノナレバ、秋ノ氣節ニ及ヒ、先ツ之ヲ苞ニ納メ、藁或ハ席ナドニテ蔽ヒ、溫ニ保

チ、且水ヲ注ギ、ヤガテ其ノ殼ノ割レタル中ヨリ、種ヲ取リテ播クベシ。

苗地ハ、豫メ能ク耕シコナシテ、幅一尺以下ノ條ヲ設ケ、肥料ヲ入レテ土地ト混和セシメ、而シテ後種ヲ條ノ中ニ播キ、ウスク土ヲ覆ヒ置クナリ。程ヘテ芽ヲ萠シ、地上ニ出デバ、竹木ナドニテ棚ヲ結ヒ、日除ケヲナスベシ、且旱リノトキハ、シバシバ水ヲ灌グベシ。

苗漸ク伸ビテ、一尺餘ニ至リナバ、土ト共ニ堀リ取リテ、之ヲ植地ニ移シ植ウ。植地ハ、豫メ能ク整ヘ置クベシ、則チ幅五六尺以下ノ條ニ、深サ五六寸、縱横トモ是ニ釣リ合フヤウニ土ヲ堀リ、廐肥エヲ施シ置キ、秋期雨降リタル後ニ移シ植ウルヲ良シトス。其ノ後ハ、ヒタスラ培養ニ注意シ、五六年ヲ經テ、漆液ヲ取ルベシ。

漆ハ、大抵半夏生卽チ陰曆五月ノ頃ニ搔キ初メ秋ノ土用ノ末ニ搔キ終ルヲ良シトス。其ノ間ハ、凡ソ四日オキニ搔キ、每年多キハ二十四五回、少キハ十回ヨリ十二回ニ至ル。

サテ漆ヲ取ルニハ、種々ノ器具アリ。第一ニ必要ナル

金港堂書籍株式會社

ハ、漆掻鎌ナリ。此ノ鎌ハ、兩刃アリテ、二ツノ鑿ヲ併セタルガ如ク而シテ又内ニ一刃アリテ、鉋ノ如キ用ヲナセリ。サレバ之ヲ樹皮ノ上ニアテテ引クトキハ、兩刃樹内ニ届キテ、二筋ノ切リ目ヲ付クルニ從ヒ、内ナル一刃、筋ノ中ノ樹皮ヲ削リ去リテ、一ツノ溝ヲ作リ、漆液其ノ中ニ漏レ出ヅルナリ。

漆ノ幹ニ、切リ目ヲ付クルニハ、木ノ痛マザルヤウニ能ク注意シ、木毎ニ、三方ヨリ四五鉋ヅツ順次ニ切リ行キ、十本乃至十五本ニテ、元ノ木ヘカヘレバ、先ニ鉋ヲアテタル處ニハ、既ニ漆液ノ流レ出ヅルヲ見ルベシ。

流レ出デタル漆液ハ、鐵篦ニテ受筒ノ中ヘ掻キ入レ、受筒既ニ滿タバ、更ニ漆桶ノ中ヘ注ギ納ルベシ。漆液ヲ取ルハ早朝ヲ良シトス。日中ニハ、漆液ノ流レ出ヅルコト却リテ少シ。

第十課、有名ナル漆工。

我ガ國漆塗リノ術ハ、古代ヨリ既ニ頗ル進歩セシヲ以テ、隨ヒテ漆工ノ世ニ著レシモノモ少カラズ。

先ヅ近古ニ就キテ言ハンニ、慶長ノ頃、飛驒ノ國ニ成

田三左衛門ト云フ人アリ、曾テ一ノ鳥籠ヲ製シ、之ニ黄色ノ漆ヲ塗リテ、國主金森可重ニ獻ゼシニ、可重殊ニ之ヲ愛賞シタリトゾ。是飛騨春慶塗リノ元祖ナリ。

元和ノ頃長崎ニ生嶋藤七ト云フモノアリテ、堆朱及ビ螺鈿ノ技ヲ善クシ、其ノ門人野澤久右衛門モ、亦螺鈿ノ良工タリ。又同地ニ長兵衛ト云フモノアリ。從前ハ、螺鈿ニ鸚鵡螺、青螺ヲ用ヒ來レルヲ改メ、支那傳來ノ法ニヨリテ、石決明殼ヲ薄クヘギ、之ヲ漆器ニ塗リ込ムノ術ヲ創メ、其ノ技細ニシテ且巧ミナリシカバ、時ノ人稱シテ青貝長兵衛ト呼ビタリ。

下リテ元祿ノ頃、陸奥ノ國津輕ノ漆工池田源兵衛、江戸ニ出デテ、青海太郎左衛門ノ弟子トナリ、業成リテ歸國シ、韓塗リ及ビ青海波紋ト云フ塗リ方ヲ工夫セリ。爾來源兵衛ノ子孫世世青海ヲ以テ氏トス。是ヨリ津輕塗リノ名世ニ高シ。

同シ時代ニ、阿波ノ國美馬郡半田村ニ大久保氏アリ。始メテ半田塗リヲ創製ス。此ノ以前、同地ニハ木地工若干アリシガ、此ノ時更ニ諸國ヨリ數多ノ漆工ヲ募リテ、近村ニ移住セシメ、同國三好郡山城谷ヨリ產出スル生漆ヲ用ヒテ、盛ンニ日用食器ノ類ヲ製出セリ。

爾後大久保氏ノ子孫代代漆器ノ製造ヲ業トシ、近時ニ至リテハ、木地材ノ栽培法、漆樹ノ保存法、工人ノ教育法等、一トシテ備ラザルナシト云フ。

凡ソ此ノ業ニ從事スルモノハ、マスマス工夫ヲ積ミ、丹精ノ凝ラシテ、其ノ術ノ進歩ヲハカルベシ、

第十一課、學習。

學を修め業を習ふには、如何なる辛艱をも堪へ忍びて、其の志す所を成就せんことを務むべし。若し學習の難きにおそれて、姑息の心を起さば、いかに歳月を重ぬとも、成就するの時はなかるべし。

刀工助弘は、初め赤穂の藩士、小野寺十内の僕たりしが、十内は家貧しき故、常に帶べる刀も粗悪にして、鞘も漆剝げたり。或る日、十内は傍輩の士と某の家に集まりしとき、家老大野九郎兵衛、十内が刀の悪しきを見て嘲りけるを、助弘物蔭にて之を聞き、憤りに堪へず、何とかして良刀を鍛ひ、主人に贈りて、此の恥辱をすすがんものと思ひ立ち、暇を請ひて大阪に至り、刀工津田近江の弟子となれり。

斯くて、三年の間、一心に刀劍鍛錬の術を習ひけるが、

其の業大いに進みければ、師の許しを得て一刀を鍛ひ、研ぎ上げしに古の名刀も及ばざる程の上作なりしかば、其の刀を携へて、舊主十内に贈り、是我が三年の間、精神を凝らしたる所のものなり。願くは主公之を以て昔日の恥辱をすすぎ給へと言ひしとぞ。

是より助弘は、刀工を以て世にあらはれ、其の鍛錬せし刀劍の鋭利なること、古名工正宗の作にもをさをさ劣らざりければ、世に之を新刀正宗と稱して、今に人の貴重する所なり。

されば、心を其の事に專らにして、難きに堪ふること

助弘の如くならんには、如何なる學問、如何なる職業と雖も、成らざることは無かるべし。

第十二課、材木。

材木トシテ最モ有用ナルハ、松、杉、檜、樅、欅ノ類ナリ。松ハ、赤松、黑松ノ二種ヲ以テ用多シトス。赤松ハ、膚薄赤クシテ、稍黄色ヲ帶ブ。黑松ハ、材白クシテ、中心赤ミヲ帶ビ、質堅ク脂多クシテ、能ク水濕ニ堪フ。

松ハ、善ク瘠地ニ成長ス。故ニ海濱ノ沙地ニ植ウレバ、土地ヲ堅固ニスルノ功アリ。其ノ材ハ、梁トナシ、桁ト

ナシ、橋杭トナスニ宜シ。或ハ板ニヒキ割リテ、床ヲ張ルニ用フ。

杉ハ、赤杉、白杉ノ二種アリ。共ニ其ノ幹眞直ニシテ長サ數丈ニ至ルモノアリ。

赤杉ハ、材薄赤ク、質堅クシテ、脂多シ。白杉ハ、膚白ク質弱クシテ、脂少シ。凡ベテ杉ハ山間ノ陰氣ニシテ濕氣

アル地ニ、善ク生長ス。其ノ材ハ、柱ニ用フルニヨシ。又板ニヒキ割リタルハ、天井屋根裏、したみ等ヲ張ルニ用フ。

檜ハ、杉ニ似テ、其ノ葉杉ノ如ク鋭カラズ、形平タクシテ、鱗ノ如ク並ビ着ク。其ノ材ハ、色白クシテ、少シク黄ヲ帶ビ、一種ノ佳キ香氣アリ。其ノ性ヨク水濕ニ堪フ、家屋ヲ作ルニハ、上等ノ材木ナリ。

此ノ木ハ、沙質ノ瘠地ニ宜シ。故ニ之ヲ仕付クルトキハ、必ズ大利益アルヘシ。

樅モ亦檜ノ如ク、幹眞直ナリ。其ノ葉ハ、細ニ並ビテ、檜

ノ齒ニ似タリ。材ノ色白クシテ質稍柔カナリ。多ク建具、框、鴨居ナドニ用ヒ、又箱類ヲ作ルニ用フ。

欅ハ、幹大ナルモノ多シ。葉ハ、櫻ニ似タレドモ、稍小ナリ。木目美シクシテ質堅シ。多クハ床板ナドニ用ヒ、又大家ノ柱ニモ用フ。

此等ノ木ハ、大抵廣大ナル土地ニ仕付クルモノナレド、畑地、宅地等ニ仕付ケテ、最モ適當ナルハ、桐ノ木ナラン。桐ハ、幹奇麗ニ葉大キク、花ハ胡麻ノ花ニ似タリ、色紫ニシテ、香好シ。

此ノ木ハ、成長甚ダ速カニシテ、十四五年ヲ經レバ、十分ニ使用スベシ。其ノ材ハ、美シクシテ輕ク、且濕氣ヲ防グヲ以テ、簞笥、長持チ、木箱等ヲ作ルニ用ヒ、又、机、火鉢、下駄、足駄等ヲ作ルニ用フル等、其ノ用極メテ多シ。

第十三課　木ノ植ヱ方。

世間ノ人人ハ、誰彼ヲ云ハズ、皆草木ノ仕付ケ方ヲ心得ベキコトナリ。

農夫、山持チ、植木屋等ハ、固ヨリ言フマデモナシ。商人ニモアレ、職人ニモアレ、又ハ富貴ナル人、老人、小兒等ハ、草木ヲ仕付ケテ利益ヲ得ルヲ要セズトモ、手ヅカ

金港堂書籍株式會社

ヲ庭木、鉢植エ、果ノ樹等ヲ育ツルハ、誠ニ善キ樂シミニシテ、或ハ職業ノ勞ヲ慰メ、或ハ退屈ノ日ヲ消スベシ。

木ヲ育ツルノ第一ハ、之ヲ移シ植ウル手續キナリ。世ノ諺ニ「木を植うるに時なし、木をして知らしむる勿かれ」ト云ヘリ。サレバ木ヲ移スニハ、先ヅ其ノ周リノ土ヲ其ノ儘澤山ニ着ケテ掘リ取リ、次ギニ廣キ穴ノ中ニ、澤山ノ泥水ヲタタヘテ、之ヲ植ウベシ。斯クスルトキハ、其ノ木ハ、移サレタルヲ知ラズシテ、時ヲ擇バズ根付クナリ。

然レドモ大イナル木ハ、前ノ如キ手段ニテハ取リ扱ヒ難シ、サレバ「木ヲシテ知ラシメザル」コト、甚ダムツカシ。隨ヒテ時節ヲ擇ブコト肝要ナリ。

春ト夏トハ、木ノ成長スル最中ナル故、此ノ頃ニ移シ植ウルトキハ、大イニ其ノ成長ヲ害ス。舊曆ノ正月、即チ今ノ二月ハ、木ヲ植ウルニ最上ノ時ナリト云ヒ、又、古クハ「十月ノ投ゲ付キ」トテ、十月ハ、投ゲテモ根付クト云ヘリ、即チ今ノ十一月ナリ。スベテ木ノ葉落チ盡クセバ、移シ植ウルニ、少シモ差シ支ヘナシト知ルベシ。

植エ方ニ種種アリト雖モ、植木屋等ノ最モ多ク用フル法ハ、次ギノ如シ。

大木ハ、前年ヨリ枝ヲ透カシ、根ノ周リヲ程好ク掘リ切リテ置クナリ。而シテ之ヲ掘リ取ルトキ、東西ニ印ヲ付ケテ、其ノ方角ヲ替ヘザルヤウニ移シ植ウベシ。移スベキ所ノ穴ハ、成ルタケ、大キク掘リ、木ヲ据エテ後、水ヲ多量ニ注ギテ、根ノ間ニ泥ヲ行キ渡ラセ、其ヨリ少シク土ヲ掛ケテ蹈ミ固メ、又土ヲ掛ケテ蹈ミ固メ、幾度モ之ヲ重ネ、斯クシテ後、根ノ周リニ小土手ヲ築キ、時時之ニ水ヲ酒ギ入ルベシ。

根ノ蔓ルマデハ、支ヘノ竹木ヲ添フルヲ肝要トス。是ハ唯風ニ倒サレザルノ用心ノミニアラズ、根ヲ少シ持チ上グル氣味アリテ、木ノ爲メニ宜シケレバナリ。

第十四課、攝生。

「活潑ノ精神ハ健康ノ身體ニヤドル。」ト云ひて、少しにても身體に障りあれば、精神ひとり活潑なること能はずして、事に當りて倦怠しやすかるべし。まして病患に罹ることあらば、其の不幸はいかばかりぞや。學問も職業も思ふままには勉めがたく、忠孝の行ひも

心にまかせざるべし。

身體は平素の攝養宜しきを得るときは、老年に及ぶまで、永く健康にて暮すことを得べきものなれば、平素の飲食を程善くし、運動を適宜にして、健康を損ねざる樣にすべし、されば古人の言にも。

養生ノ術ハ、動ムベキコトヲヨク動メテ、身ヲ動カシ氣ヲメグラスヲ善シトス。動ムベキコトヲ勤メズシテ、臥スコトヲ好ミ、身ヲ息メ息リテ、動カサザルハ、甚ダ養生ニ害アリ。

と云へり。

安積澹泊は、水戸藩に仕へ、大日本史編修の總裁となりたる學者なり。大日本史の編修は、實に大事業にして、これに與かりて筆を執りたる者前後百人に及びけるが、澹泊は常に之を差し圖して、力を用ひしこと最も多かりき。

斯くて史の成るに及び、前きに編修に與かりたる學者は、追ひ追ひ世を去りけれども、澹泊は老年に至りて氣力毫も衰へず、七十二歲にして、更に烈祖成蹟を云へる書を著せり。

澹泊性甚だ菊を愛し、廣く奇品を集めて園中に栽ゑ、

秋候に至り、種種の菊花咲きみだるるを見て、無上の樂しみとし、身體精神を娛めければ、老年に及びても、氣力少壯の時に異ならず、書を讀み字を寫すに、眼鏡を用ひたることなかりしとぞ。

第十五課、店商、行商。

汝等イヅレノ市街ニ至ルモ、軒ヲ列ネテ、店先ニアマタノ品物ヲ並べ、之ヲヒサグ家ヲ見ン。其ノ中ニハ、書籍店モアリ、呉服店モアリ、荒物屋モアリ、小間物屋モアリ、煙草屋モアリ。凡ソ我等ガ日用ノ品物ハ、一トシテ備ラザルハナシ。カク定リタル店ヲ搆ヘテ、物ヲヒサグヲ店商ト云フ。店商ニハ、問屋ト小賣店トアリ。汝等、カツテ越中ノ富山ヨリ、諸國ヘ出デ行キテ、藥ヲ卸シ賣リスル商人ヲ見シコトアリヤ。又汝等ノ家ニ、越後ノ國ヨリ縮ミ類ヲ賣リニ來リシ商人ニ出アヒシコトアリヤ。彼等ハ、馴レシ故郷ヲ跡ニシテ、遙遙ト諸國ヲ經メグリ、至ル處ニ得意ヲ見付ケテ、其ノ代物ヲヒサグヲ業トス。

其ノ外、市街ヲ見ワタスニ、天秤ニテ物ヲ荷ヒ、聲高ク呼ビテ賣リ歩ク商人アリ。或ハ車ニ物ヲ積ミテ、戸毎

ニ賣リ行ク商人アリ。カク處定メズ、物ヲヒサギ歩クヲ行商ト云フ。

サテ商人ハ利ヲ得ルガ目當テナレバ第一ニ多クノ得意先ヲ得ルコト、尤モ肝要ナリ。世ノ商人ヲ見ルニ、タマタマ店先ニ物ヲ買ハントスルモノノ佇ムコトアレバ、ヒタスラ品物ヲ賣リ付ケントテ、心

ニモナキ世辭ヲノベ、既ニ物ヲ賣リテ後ハ其ノ客ニ對スルコト、路行ク人ヲ視ルガ如クスルモノナシトセズ。

斯カル商人ハ、決シテ再ビ同ジ客ヲ得ルコト能ハズ、隨ヒテ得意ノ殖ユベキヤウナシ。是唯目前ノ利ヲノミ思ヒテ、後日ノ損得ヲ顧ミザルモノト謂フベシ。

眞ノ商ヒ巧者ハ、決シテ然ラズ。初メハ左マデ世辭ヲ言ハザレドモ、一旦物ヲ賣リタル後ハ、ドコマデモ丁寧親切ヲ盡クシ、代物ヲ吟味スルハ勿論、成ルベク價ノ割合ヒヲ廉ニシ、或ハ賣品ヲ客ノ家マデ屆ケ、或ハ

遠方ノ人ト見レバ、丁寧ニ賣品ヲ包ミテ、持チ行クニタヨリ善カラシムルナド、其ノ注意至ラザル處ナク、一度ヨリ二度ト、物ヲ賣ル度數ヲ重ヌルニ隨ヒ、イヨイヨマスマス深切ヲ極ム。サレバ買フ人モ、自然ト他店ヘハ行カズシテ、必ズ其ノ店ニ至ルナリ、カクシテ得タル客ヲ、定得意ト云フ。

コハ重モニ小賣店ニ付キテ言フ所ナレド、行商ニテモ、得意ヲ得ルノ道ハ、是ヨリ外アルコトナシ。唯店ニテ賣ルト、行キテ賣ルトノ違ヒアルノミ。

第十六課、金商吉次。

昔平家の盛んなりし頃、奥州に金商吉次と云ふ豪商あり。毎年其の地の金を買ひ入れて上京し、又京都にて上品の絹類を買ひ、之を駄馬に付けて歸り、大いなる利を得たり。

或る年、吉次鞍馬山に參詣しけるに、源義朝の子牛若丸に逢ひ、其の頼みを引き承け、相伴ひて東國に下り、後又平泉に赴きて藤原秀衡の許へ送りしかば、秀衡是に金三十兩を取らせたり。

今も京都の西陣五辻通南櫻井辻子に、吉次の井あり、此其の宅地なりと云ふ。又往年奥州栗原郡三戸畑村の中にて黄金の鶏を掘り出ししことあり。土人の傳ふる所に依れば、此又吉次の宅地なりと云ふ。されば吉次は、奥州は勿論、京都にも宅地を持ちしものと思はる。

兎に角、源平時代の昔に於いて、毎年京都奥州の間を上下し、大福長者となりしは、贍略ある商人と謂ふべし。

第十七課、五港。

横濱港ハ、東京ノ西南八里ニ在リテ、東京灣ニ臨ミ、市街清潔ニシテ、人口凡ソ十二萬七千アリ。此ノ地、元ハ蘆葦叢茂セル一ノ漁村ナリシガ、安政三年此處ニ外國ト互市ヲ開キシヨリ以來、本邦第一ノ良港トナリテ、水陸ノ運送便利ヲ極メ、萬國ノ商船出入絶ユルコトナク、且内國ノ各地及ビ諸外國ヘ渡航スルニモ、皆此ノ港ヲ以テ起本トナセリ。

此ノ港ヨリ外國ヘ輸出スル重要品ハ、銅、絹布、生絲及

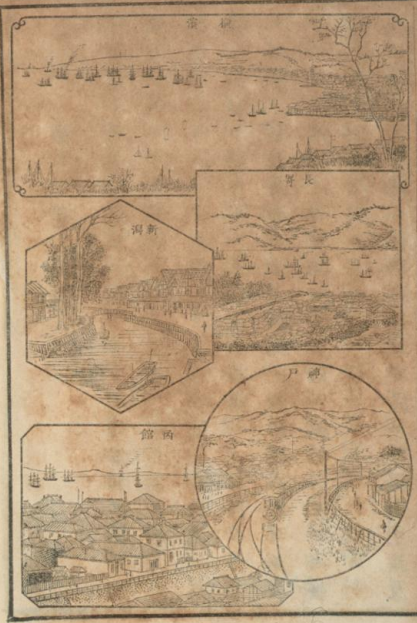

ビ茶ヲ主トシ、又內國ヘ輸入スル物品ハ、砂糖、石油、毛布、棉布及ビ雜貨等ヲ主トス。

神戸港ハ攝津ノ國ニ在リテ、南方ハ大阪灣ニ瀕シ、西南ハ兵庫町ニ連ナル。此ノ地モ、慶應三年前マデハ、寂寞タル漁村ナリシガ、其ノ位置、關西ノ要衝ニ當リ、四隣ノ國國物產ニ富メルノミナラズ、灣內水深クシテ、大船ヲ泊セシムベキヲ以テ、今ハ横濱ニ次ギテ貿易盛大ナル良港トナレリ。

此ノ港ヨリ輸出スル重要品ハ、茶、銅、まつち、陶器、樟腦、木蠟等ニシテ、輸入品ハ略、横濱港ト同ジ。

長崎港ハ肥前ノ國ノ南西岸ニ在リテ、後ニ山ヲ負ヒ、海水深ク入リテ風波ノ患ナク、市街頗ル殷繁ニシテ、人口凡ソ五萬八千アリ。此ノ港ハ昔時ヨリ外國人ノ居留スル者多ク、貿易夙ニ行ハレ、今ハ彌盛ンナリト雖モ横濱、神戸ニ比スレバ遠ク及バズ。

此ノ港ヨリ輸出スル物品ハ、石炭、茶、樟腦、乾魚、烟草、木蠟等ニシテ、輸入品ハ、棉布及ビ毛布類ナリ。

新潟港ハ、越後ノ國ナル信濃川ノ口岸ニ在リテ、人口凡ソ四萬四千アリ。此ノ港ハ本邦西北岸ノ貿易場ニ適當ナル位置ヲ占ムト雖モ、冬春ノ交、西北ノ風烈シ

ク、船舶碇泊ノ便ヲ欠タガ故ニ、近年外國船ノ出入スルモノ稀ナリ。

函館ハ、北海道渡嶋ノ國ニ在リテ、津輕海峽ニ瀕シ、灣内水深クシテ内外ノ船舶出入シ、商況甚ダ活潑ニシテ、北海第一ノ良港タリ。然レドモ、外國トノ貿易ハ未ダ盛大ナリト云フヲ得ズ。

第十八課、警察。

或ル年ノ冬、某ノ市街ニ火災起リ、ヨリシモ北風烈シクシテ、見ル見ル數町ノ間、一面ノ炎トナリ、烟焰空ニ

漂リ、家家器具ヲ運ビ出スノ暇モナク、老人小兒ハ、逃ゲ惑ヒテ、或ハ途ニツマヅキ倒ルルモアリ、或ハ泣キサケビテ助ケヲ求ムルモアリ、實ニ目モ當テラレヌ程惨マシキ樣ナリ。此ノ時火煙ノ間ヲクグリテ、西ニ走セ東ニ馳セ、既ニ火ノ燃エ移リタル家ニ入リテ、家具ヲ運ビ出シ、又ハ老人小兒ヲ助ケ導キテ、安全ノ地ニ送リシモノハ誰ゾ、某ノ警察署ノ巡査ト警部トナリ。

若シ此ノ助ケナカリセバ、幾萬個ノ器物ハ、空シク灰塵ニ化シ、老人小兒ハ、或ハ火ニ燒カレテ死セシヤモ

知ルベカラズ。

或ル年ノ夏、これら病大イニ流行シテ、某ノ市街ノ如キハ、家トシテ此ノ病ヒニカカラザルハナク、某ノ區ノ如キハ、日ニ數百人ノ死亡者ヲ出シシカバ、人人恐レヲノノキテ、片時モ安キ心ナク、マシテヤ患者ノ家ニ出入スルモノナド、絶エテナカリキ。此ノ時、烈シク吐瀉セル患者ヲ少シモ恐レズ、其ノ傍ニ近ヨリテ、叮嚀ニ世話シ、或ハ患者ニ附キソヒテ、避病院ニ送リ、或ハ患者アリシ家ニ消毒法ヲ施シテ、病毒ノ傳染ヲ防グナド、力ノ限リ働キシモ、亦巡査ト警部トナリ。

若シ此ノ働キナカリセバ、病毒愈蔓延シテ、至都會ノ人民、終ニ死ニ盡クシシヤモ知ルベカラズ。

或ル年ノ春ノ夜、某ノ地方ノ豪家ニ、數人ノ強盜押シ入リテ、悉ク家内ノモノヲ縛リ、奥藏ノ弗匣ヲ破リテ、鉅萬ノ金圓ヲ奪ハントシケルニ、ヲリカラ二三ノ勇士、此ノ家ニ走セ付ケ、賊ノ拔キ連レタル白刃ニ、ヒルム色ナク、同ジク劍ヲ拔キテ賊ト渡リ合ヒ、遂ニ一人モ餘サズ、賊ヲ捕縛セシハ、某ノ警察分署ノ巡査ナリ。若シ此ノ援ヒナカリセバ、此ノ家ノ人人ハ、如何ナル辛キ目ニ逢ヒ、幾千萬ノ財貨ヲ失ヒシヤモ知ルベカラズ。

斯ク世人ノ災難ヲ救ヒ、又ハ災難ヲ未發ニ防キ、或ハ國ノ法度ヲ犯スモノヲ捕ヘ、或ハ法度ヲ犯サントスルヲ未發ニ防キ、其ノ他風俗ヲ正ス等ノ職ヲ奉ズルモノヲ警察官ト云フ。警部巡査ハ、即チ警察官ナリ。

警察ノ事務ハ、警視廳警察署等ニテ之ヲ掌ル。又都市ノ辻辻ニハ、巡査交番所ヲ設ケ、村落ニハ、巡査派出所ヲ設ケテ、專ラ人民ノ便ヲハカル。サレバ警察ハ、世ノ安寧ヲ保チ、人民ヲ保護スルニ、關クベカラザルモノト知ルベシ。

第十九課、勤勉。

人の身を立て家を興すは勤勉の德によらざるはなし。農にして勤勉なれば、田畑日に開け、收穫年年に增さん。商にして勤勉なれば、商賣日に昌ん、信用日に厚く、利益年に多からん。工にして勤勉なれば、其の技日に精しく、名譽日に高く、注文益多からん。官吏にして勤勉なれば、事務捗りて處置宜しきを得、公けには國の利となり、私には名を揚げ官を進むべし。

斯くの如き民集りて國を成すときは、其の國富强にして事業日に擴り、世界各國の尊敬を受くべし。

之に反して國民怠惰なるときは、田野開けず、作物荒れすたれ、信用地に落ち、技術拙劣になり、徒らに俸を食むの官吏、諸官廳に充つるに至らん。

斯くの如き民集りて國を成すときは、其の國日に貧窮に陷り、事業日に縮り、世界各國に輕んじ侮らるべし。

故に國の富强なるは、人口の多きに在らず、疆界の大なるに在らず、唯國民の勤勉なるに在り。

世界中、最も勤勉の名を得たるは、イギリス人にして、

其の一人の業は、フランス人の二人、ドイツ人の三人の業に當るゝ云ふ。此の說によりて見れば、イギリス國の百萬人は、フランス國の二百萬に當り、ドイツ國の三百萬に當り、他の遊惰なる國の五百萬人乃至千萬人にも當るべし。

されば、イギリス國は、エウロツパ洲の西北海中に離れたる一の小嶋國なれども、世界第一の强國と仰がれ、其の國人は到る處に尊敬せらるるも、亦宜べならずや。

家業に勤勉なるは、身を富まし國を富ますの道なり。

少年の學校に入りて學ぶは、成人の後、職業に就かんが爲めの支度なり。故に學業に勤勉なる少年は、卽ち他日職業に勤勉にして、身を富まし國を富ますの良民なるべし。

第二十課、久保木貞右衛門。

久保木貞右衛門は、陸奥の國磐前郡藤間村の人なり。父祖より三世相續ぎて里正たり。

天保四年、眞羽地方、一般に饑饉にて、藤間村も困難甚だしく、村民餓ゑて、生存も覺束なきをりから、貞右衛

門は、かねて家に貯へ置きたる米穀を出して、其の急を救ひしかば、爲めに一命を全くせしもの多かりき、此の時知縣辻某より、禮服一領を賜はりて、其の功を賞せられたり。

同じき七年、諸國又大饑饉にて、奥州殊に甚だしかりき、此の時貞右衛門は、自ら常陸に往き、金五百兩を以て、米、麥、大豆、稗等を買ひ入れ、若干の運賃をかけて、之を自村に致し、悉く救濟に充てけるに、猶も足らざりしかば、再び常陸に往き、更に五百兩を出して、粟を買ひ、是れにて村中及び隣里の窮民を救ひたり。

貞右衛門は、赤沼村の里正をも兼ねけるが、此の年、赤沼村の貢租金百三十兩を、己れの財にて償ひ、且赤沼村の義倉に積める穀物皆盡きて、再び之を積むこと能はざりしを、貞右衛門、是より毎年粟を買ひて積み貯へ、以て非常の用意をせり。

同じき九年、知縣此の事を幕府に具狀して、白銀九枚を賜ひ、之を賞す。同じき十三年、幕府、貞右衛門が累年の功勞を賞し、苗字御免の沙汰あり。

磐城平の城主、安藤氏も、亦紋服一領を貞右衛門に賜ひて曰はく、「我が海濱の民、汝の德によりて生業を得

しもの多し、聊其の德に報ゆ。

弘化二年、又凶年なりしに、貞右衛門急を救ふこと前の如し。是に於いて官府に白して、新に義倉を村内に設け、年年二百五十石づつの粟を積み、又別に一庫を自宅の中に建てて、二百石の穀を貯へ、以て凶荒に備へたり。

貞右衛門に三人の子あり、長男を兵三郎と云ふ。或る日、貞右衛門三子を召し、之に語りて曰はく、我が里中にて、我を德あるものと譽むれども、我は固より德あるものに非ず、是卽ち祖先の德なり、祖先の德は卽ち

國家の恩なり。我屢國恩を荷ひ、身は貴人より賜はりし紋服を着し、家は官府より許し給へる苗字を稱す、誠に此の上もなき幸福なり。汝等兄弟親族和合して、力を農事に盡くし、決して怠ること勿かれ。上に事へ下を憐みて、祖先の家名を汚すこと勿かれ。汝等能く祖先を念ひ、又子孫を念はば、我が爲めに一片の碑を建て、此の事を記して、永く後世に傳へよ。と云へり。

貞右衛門沒して後、三子等常に父の言を守り、互に心を同じくして、農事を勵み、遂に碑を建てて、父の遺訓を刻みしと云ふ。

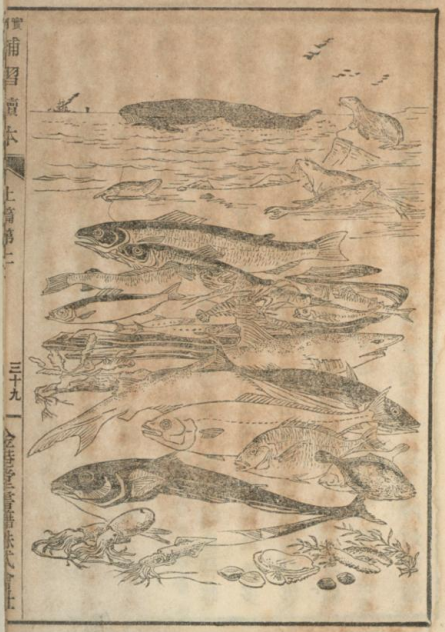

第二十一課、水產物。

我カ國ノ沿海ハ、概子漁業盛ンニシテ、水ヨリ獲ルモノ極メテ多シ。

北海道ノ如キハ、昆布、鯡、鮭、鱈、鱈ノ繁殖、盡クルノ期ナク、又臘虎海豹臘、胸、獸ヲ產ス。東海道、南海道、西海道ノ諸國ハ、鯛、鰮、鰺、鰈、鰆、鰹、鮪、鰤、鱶、烏賊、海參及ビ種種ノ介類多シ。處ニヨリテハ、鯨ヲモ獵ス。

各種ノ魚類ハ、或ハ乾物、鹽物トナシ、或ハ肥料トナシ、或ハ魚油ヲ製ス。乾物トシテハ、鰹節、鮪節、乾鱈、乾鰮、乾

鰺乾鰈、鰯、鱈、鱈乾鮑諸種ノ乾シタル貝類アリ。鹽物トシテハ、鮭、鱒、鰤、鰛、鮪、鰹等ノ鹽漬ケアリ。肥料トシテハ、干鰯、搾メ滓等アリ。魚油トシテハ、鰛、鯨等ノ油アリ。

殊ニ乾魚ノ中ニテ、鰯、海參、乾鮑、鱈、鱈乾、鱈乾、蝦、貝柱等、海草ノ中ニテ、昆布、海苔、寒天等ハ、支那ノ需要最モ多シ。サレバ明治二十二年、支那ニ輸出セシ乾魚、乾介等ノ元價ハ、二百四十二万圓餘、海草ハ、元價八十五万圓ナリ。

支那ハ、我ガ鄰國ニテ、國土甚ダ大キク、其ノ内地交通ノ便、未ダ十分ニ開ケザレド、後來其ノ便開クルニ至ラバ、我ガ國ノ水産物ヲ需ムルコト、今ヨリモ幾倍多カランヤ量ルベカラズ。且我ガ國漁業ノ法進歩スルニ從ヒ、其ノ産出モ亦益〻シカルベシ、豈天幸多キ國ナラズヤ。

第二十二課、山田文右衛門昆布ヲ繁殖セ

山田文右衛門ハ、北海道松前ノ人ニシテ、家世世漁業ヲ營ミシガ、慶應年間、移リテ函館港ニ住セリ。

是ヨリ先、文久二年六月、文右衛門ハ、自己ノ漁場タル沙流、勇拂ノ各郡ヲ巡視セシトキ、沙流郡ノ海濱ニテ、偶然摺リ鉢ノ缺ケ片、四五寸アルモノニ、昆布八九本生ヒ延ビタルヲ認メ、始メテ昆布ハ天然無石ニノミ生育スルモノニ非ズシテ、人工ヲ以テ岩石ヲ海中ニ投ジ、之ヲ繁殖セシメ得ベキコトヲ發明セリ。

是ニ於イテ、實地ニ之ヲ試ミント欲シ、適當ナル岩石ヲ得ントテ、蝦夷人及ビ舊來ノ雇ヒ人ヲ率キテ、諸方ヲ探索セシニ、さるふと川ノ口ニテ、堅キ質ノ石ヲ見出シシカバ、翌年三月ヲ以テ、投石ニ着手セント決シ、

先ヅ雇ヒ人ニ命ジテ、石積ミ船五艘ヲ製造スル用意ヲ爲サシメタリ。

斯クテ翌年二月、函館ニテ石工十二人ヲ雇ヒ、船ニ乘セテ沙流郡ニ送リ、同所石山ノ傍ニ假小屋ヲ建テテ、石工ノ休泊ノ所トナシ、日日石ヲ伐リ出サシメ、而シテ西ハ勇拂境ナルふいばぶ崎ヨリ、東ハ新冠境マデノ間、海岸ヨリ沖ノ方四五町ノ處ノ深淺ヲ測量セリ。

ヨリカラ、五艘ノ船モ成リシカバ、漁業季節ノ前後九十日間、五艘ノ船ニ石ヲ積ミテ漕ギ出デ、二万七千餘個ノ石ヲ海中ニ投ジ、翌年三月ニモ、又多クノ石ヲ投

ジ、慶應元年三月更ニ投石ニ着手シ、而シテ前年投入セシ石ヲ出シテ見ルニ、夥シキ若昆布生ヒ立チシカバ、天然礁石ニ生ゼシ昆布ト共ニ刈リ取リテ、二百石ヲ得タリ。

文右衛門大イニ喜ビ、之ヲ函館奉行ニ獻ジケレバ、奉行ハ之ヲ幕府ニ奉リタリ。此ノ年モ亦前ト同ジ船數ヲ用ヒテ投石シ、翌年三月ニモ、亦同ジク投石セシニ、新舊昆布合ハセテ、三百八十石ヲ收獲シ、明治元年ニ及ビテハ、增シテ七百石ヲ收ムルニ至リヌ。自後昆布ノ收獲、年ヲ逐ヒテ益增加シ、其ノ地ノ人民獨立ノ生業ヲ營ムヲ得ルニ至リシハ、全ク文右衛門ノ賜ナリ。

明治十四年、天皇北海道ニ御巡幸アラセラレシトキ、文右衛門ノ奇特ヲ賞シ給ヘリ。同ジキ十六年、水産共進會ニ於イテ、文右衛門ノ出品ハ、二等賞ヲ得タリ。

第二十三課、政府。

我等人民ノ、毎日家業ヲ營ミテ、心安ク世渡リヲスルハ、何ニ因リテナルカ。是我等ガ自ラ產ヲ治ムルガ故トハ云ヘド、他ニ之ヲ保護スルモノアルヲ以テナリ。我等ヲ保護スルモノトハ何ゾヤ。是我等ノタメニ、天

皇ガ設ケサセ給ヘル國ノ政府ト云フモノナリ。政府ハ、人民ノ生命ヲ保護シ、財産ヲ保護シ、諸般ノ權利ヲ保護シ、我等ヲシテ安全ニ世ヲ過サシメンガタメニ設ケサセラレタルモノナリ。故ニ國ニ政府アルトキハ、如何ナル惡人アリトモ、我等ヲ犯シ苦シムルコト能ハザルナリ。

サテ我ガ國ノ政府ハ、外務、內務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信ノ諸省ニヨリテ成リ立チ、其ノ上ニ內閣アリテ、コレヲ總ブ。是ヲバ中央政府ト云フ。此ノ外全國ヲ三府四十三縣一道ニ區分シ、各其ノ地方ニ官廳ヲ設ケ、中央政府ノ命ヲ受ケテ、其ノ政務ヲ行ハシム。是ヲバ地方廳ト云フ。

斯ク多クノ官廳アルガ上ニ之ニ屬スル役人モ夥シキコトナレバ、政府ニ於テ莫大ノ費用ヲ要スルハ、勿論ナリ。而シテ其ノ費用ハ、一國ヲ保ツニ缺クベカラザルモノナレバ、我等國民ノ之ヲ負擔スベキハ亦勿論ノ事ナリ。是ヲバ納稅ノ義務ト云フ。然ルニ世ニハ間納稅ノ義務ヲ怠リ、或ハ稅金多シトテ苦情ヲ唱フルモノナキニシモ非ズ。是等ハ皆國民タルノ本分ヲ忘レタル者ナリ。

金港堂書籍株式會社

ザレバ政府ヨリ課スル所ノ租税ハ奮ヒテ之ヲ納メ次シテ定メノ高ト時トヲ違フベカラズ。

第二十四課、租税。

租税ニハ種種ノ名アリ。人若シ田畑山林宅地等ヲ所有セバ、土地臺帳ニ記載セル地價ノ百分ノ二分五厘ニ當ル税金ヲ納メザルベカラズ、是卽チ地租ナリ。若シ又一箇年三百圓以上ノ所得アラバ、其ノ所得高ノ多少ニ應ジテ、税金ヲ納メザルベカラズ、是卽チ所得税ナリ。船舶シクハ車ヲ所有セバ、亦其ノ税ヲ納メザルベカラズ、是卽チ船車税ナリ。

若シ又生絲、製茶ノ類ヲ外國ヘ輸出セントセバ、其ノ物品ノ元價量目ニ應ジテ、税金ヲ税關ニ納メザルベカラズ、是卽チ海關税ナリ。其ノ他酒類ヲ釀造センニハ酒造税ヲ納ムベク、菓子ヲ製センニハ菓子税ヲ納ムベク、烟草或ハ賣藥ヲ商ハンニハ烟草税、賣藥税ヲ納ムベシ。此等ノ諸税ヲ名ケテ、國税ト云フ。證券印紙、鑛山税國立銀行税等モ亦皆國税ナリ。

國税ハ、國庫ニ納ルモノナリ。政府ハ之ヲ以テ全國一般ニ係ル公ケノ費用ヲ支辨ス。

次ギニ其ノ住居スル府廳ニ對シテ、地租ニ割リ付ケタル稅、戶數ニ割リ付ケタル稅、及ビ種種ノ雜稅ヲ納メ、又商賣ヲナセバ營業上ノ稅金ヲ納メザルベカラズ。此等ノ地租割リ戶數割リ、雜種稅、營業稅ヲ總ベテ、府縣稅ト名ク。

府縣稅ハ、府縣ノ金庫ニ納ルモノナリ。府縣廳ハ之ヲ以テ、其ノ府縣限リノ土木、衛生、警察、教育、郡役所費、府縣會費等ヲ支辨ス。

我等ノ住居スル市町村ニハ、公立小學校モアリ、市町、村役所モアリ、市町村會ヲ開クコトモアリ。其ノ他市、

町、村ノ都合ニヨリテ、或ハ川普請シ、或ハ橋梁ヲ架ケ、或ハ道路ヲ修繕スルコトモアラン、又傳染病流行ノ時ハ、下水ヲ浚ヒ、井水ヲ清メ、石炭酸ヲ撒布スル等ノ事モアラン。是皆我等ノ利益ノ爲メニ費ス所ノ費用ナレバ、我等ハ、固ヨリ其ノ費用ヲ拂ハザルベカラズ。

サテ市、町村ニハ、市、町、村公有ノ財產ト云フモノアリテ、是ヨリ年年收入アルベク、又其ノ他ニモ多少ノ收入アルベシ。市、町、村役場ニテハ、此ノ收入ヲ以テ、前ニ述ベタル諸費用ヲ支辨シ、尙ホ不足スルトキハ、國稅、府縣稅ニ附加シテ、稅ヲ徵收スルコトアリ、之ヲ名ケ

テ附加稅ト云フ。

又市町村ノ公事ニ付キ、已ムヲ得ザル必要起ルトキハ其ノ市町村限リ、或ル名義ヲ以テ稅ヲ割リ當テ、徵收スルコトアリ之ヲ名ケテ特別稅ト云フ。市町村稅トハ、卽チ此ノ附加稅、特別稅ナリ。

以上國稅、府縣稅、市町村稅ノ三種ヲ總ベトナヘテ、租稅ト云フ。

第二十五課　忠君。

君に事へて忠節を勵むは臣民の大義なれば、苟も臣民たるものは、大義を心に留めて、毫も私の心をまじへず、我が身を忘れて忠節を勵み、臣民たるの大義に背かざらんことを務むべし。

源親房は、伏見後伏見後二條花園、後醍醐後村上の六朝に歷事したる元老にして、德望一世に高く、博學の聞にありし人なり。

後醍醐天皇隱岐より還り給ひ、親房の子顯家陸奥守となり、義良親王を奉して、陸奥、出羽に赴くに及び、親房も親王に從ひ、之を輔佐せり。

後足利尊氏叛きて京師を犯し、後醍醐天皇吉野に幸

し給ひしかば、親房も亦車駕に從ひけるが、天皇尊氏の降をゆるして京師に還り給ふに及び、親房は叛臣尊氏に屬するをこころよしとせずして、暫く領國伊勢に赴きぬ。

斯くて後醍醐天皇崩し給ひ、義良親王御即位ましまし、是を後村上天皇と申し奉る。天皇幼少にわたはしましければ、親房奏して、かねて忠良の聞にある藤原實世、藤原隆資を薦め、文武の務めを總べしめ、自ら轉戰して敵に當り、一族みな王事に勤めて、節義金鑑の如く、恢復の志毫も撓まざりき。

親房、結城親朝を諭すの書に

大義ヲ心ニ留メ死シテ後ニ止ム。

と云ふ語あり、誠忠の程想ひ見るべし。

親房深く中興の業の成らざるを歎き、書を著はして、皇祖建國の意を明かにし、正統の決してみだるべからざるを論ず、神皇正統記是なり。

明治二十七年五月二十日印刷
同　年五月廿五日發行
同　年十一月五日訂正再版印刷
同　年十一月八日發行

定價
上篇第一　金拾六錢八厘　上篇第二　金拾六錢八厘
中篇第一　金拾六錢八厘　中篇第二　金拾六錢八厘
下篇第一　金拾八錢　下篇第二　金拾九錢貳厘

發行兼印刷者　金港堂書籍株式會社編輯所編輯
代表者　東京市日本橋區本町三丁目十七番地　金港堂書籍株式會社
右社長　原亮三郎
賣捌所　東京市下谷區長者町四百十番地　各府縣特約販賣所

版權所有

鈴木

補習讀本

○本書ハ用紙印刷製本等ニ注意セリ萬一粗製ノモノ有之候節ハ御通知次第御引換可申候

○本書ハ僻遠ノ地ニ至ルモ定價ヲ超過シテ賣捌カレムルコトナキハ勿論直接ノ御注文ハ多少ニ拘ハラズ運賃サモ負擔可仕候